⑸　放送時間帯、総量及び放映番組

放送時間帯、総量及び放映番組については、以下の事項に留意する。

①　以下に定める児童・青少年に配慮する時間帯には原則として放送を行わない。

ア　午前７時～午前９時

イ　午後５時～午後10時

②　全国の放送局で選定する「青少年に見てもらいたい番組」への放送は行わない。

③　ギャンブルを主体とした番組への提供は行わず、また、当該番組前後へのスポット広告についても留意する。

④　以下に定める放送量範囲での放送とすること。(地上波放送に適用)

ア　各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし（15秒＝１本換算)、午後10時から午前０時の時間帯の放映数上限は50本とする。

イ　前号に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を１放送エリアとする。

⑴　関東放送エリアは、１都６県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）とする。

⑵　近畿放送エリアは、２府４県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）とする。

⑶　東海放送エリアは、３県（愛知県、岐阜県、三重県）とする。

⑷　九州放送エリアは、２県（福岡県、佐賀県）とする。

⑸　鳥取・島根放送エリアは、２県（鳥取県、島根県）とする。

⑹　岡山・香川放送エリアは、２県（岡山県、香川県）とする。

３．新聞、雑誌及び電話帳広告（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等

⑴　表示しなければならない事項

協会員が新聞、雑誌及び電話帳広告を出稿する際は以下の①から④までの事項を全て表示する。

①　本細則Ⅰ．２．に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項）

②　貸金業協会考査承認番号

③　本細則Ⅰ．３．に掲げる事項（その他の必要な表示事項)。なお、同⑹の事項は不動産担保金融等の場合の事項であるため不要となる。

④　本細則Ⅰ．４．⑴に掲げる事項（協会員番号、貸金業協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称)

⑵　広告スペースに応じた特則

広告スペースが全一段相当以下の面積である広告（※１）又は雑報広告（突き出し広告、記事中広告等を含む。)(※２）を出稿するにあたっては、上記⑴のうち、①の事項（法第15条及び施行規則で定める事項)、③の事項（その他の必要な表示事項)、及び④の事項のうち「啓発文言」以外の事項の表示は、協会員の任意とする。

※１　「広告スペースが全一段相当以下の面積である広告」とは、原稿のサイズが縦×横12,160㎟以下のものとする。(新聞紙全一段の面積が基準)

※２　雑報広告（突き出し広告、記事中広告等を含む。)とは、※１の基準を流用し、原稿のサイズが縦×横12,160㎟より大きければ、雑報広告とはみなさない。

⑶　各事項の表示方法等

上記⑴で定める事項を表示するに際しては、施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示するものとし、以下の事項を遵守する。

①　文字等の大きさについて

上記⑴①及び②の事項（法第15条及び施行規則で定める事項、貸金業協会考査承認番号）並びに上記⑴④のうち本細則Ⅰ．４．⑴②以外の事項（協会員番号、啓発文言、指定紛争解決機関の名称）の表示に際しては、文字級数を９級（６ポイント）以上で表示する。

また、上記⑴④のうち本細則Ⅰ．４．⑴②の貸金業協会マークの表示方法については、本細則Ⅰ．４．⑵①のとおりとする。

②　貸金業協会考査承認番号の表示方法

上記⑴②の事項（貸金業協会考査承認番号)を表示する際は、「日金協考査承認番号000000」（番号は６桁）と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は「日金協承認000000」と省略しても差し支えない。

③　協会員番号の表示方法

上記⑴④の事項のうち本細則Ⅰ．４．⑴①（協会員番号）を表示する際は、「日本貸金業協会会員第000000号」(番号は６桁）と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は、「日金協000000」と省略しても差し支えない。

④　啓発文言の表示方法

上記⑴④のうち本細則Ⅰ．４．⑴③の事項（啓発文言）の表示方法については、本細則Ⅰ．４．⑵②のとおりとする。

⑤　指定紛争解決機関の名称の表示方法

上記⑴④のうち本細則Ⅰ．４．⑴④（指定紛争解決機関の名称）の表示の記載例は、本細則Ⅰ．４．⑵③のとおりとする。

⑷　表現内容についての留意事項

表現内容については、本細則Ⅰ．４．⑶に記載する点に留意する。

⑸　出稿先について

出稿先については、以下の媒体へ掲出してはならない。

①　ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌

②　風俗専門紙及び風俗専門誌

Ⅲ．広告出稿審査の対象とならない個人向け貸付けの契約に係る広告に関する遵守事項等

１．広告出稿審査の対象とならない個人向け貸付けの契約に係る広告に関する遵守事項等

本細則Ⅱ．で定める広告以外の個人向け貸付けの契約に係る広告についても、媒体別に次の２．から４．までで定める事項を遵守する。なお、その他の媒体において動画を用いた広告を行う場合の遵守事項等は、後述の４．⑶に準じるものとする。

２．ラジオＣＭ（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等

⑴　啓発文言（本細則Ⅰ．４．⑴③)

啓発文言については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、安易に借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を用いてはならない。

⑵　表現内容についての留意事項

表現内容については、本細則Ⅰ．４．⑶のほか、電話番号を告知する際、「申込み」という表現をとらないよう留意し、その他、本細則Ⅳ．で定める事項に留意する。

⑶　放送時間帯について

「放送時間帯」については、午後10時から午前３時までの時間帯の放送を行わないよう留意する。

３．チラシ広告（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等

⑴　表示すべき事項

以下の事項を、施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。

①　本細則Ⅰ．２．に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項)

②　本細則Ⅰ．３．に掲げる事項（その他の必要な表示事項)。なお、同⑹の事項は不動産担保金融等の場合の事項であるため不要となる。

③　本細則Ⅰ．４．⑴に掲げる事項（協会員番号、貸金業協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称)